

保 存 期 間 長 期

通達乙生総第1344号

平成20年12月24日

本部内各部課（所、隊）長
警 察 学 校 長 殿
各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部改正について
このたび、茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正
する条例（平成20年茨城県条例第51号）が別添のとおり公布され、平成21年4月1日
から施行されることとなった。

この改正の趣旨及び概要等については、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾
のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

社会生活の場における規範意識の低下や欠如により、多くの県民が迷惑、不快と
感じ、危険を覚える行動が増加し、平穏で快適な生活に支障が生じていることが指
摘されている。このため、いばらきの快適な社会づくり基本条例（平成19年茨城県
条例第67号）が制定され、平成20年4月1日から施行されているが、県は同条例の
目的を達成するため、必要な関係条例の制定又は改正を行うとともに、これらを効
果的に運用するものとする（同条例第3条第2項）こととされた。

このため、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民生活の平穏を保
持することを目的とする茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例
(平成13年茨城県条例第34号)の適用が期待されるところであるが、現行では、卑
わいな行為（痴漢行為、盗撮行為）と粗暴行為しか規制しておらず、多くの迷惑行
為が規制対象となっていないため、県民の快適な生活に障害を及ぼしていることか
ら、現在の社会情勢に応じた新たな規制を追加するものである。

2 改正の概要

(1) 追加規定

ア 凶器となるおそれのある物を公然と携帯することの禁止（第3条第3項関係）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和22年法律第6号）の規制対象外の刃物や鉄棒、木刀等の凶器となるおそれのある物については、公然と携帯した場合は、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）の適用対象外であるため、これらの物を人に不安を覚えさせるような方法で携帯することを禁止する。

イ 粗暴な売買行為等の禁止（第4条関係）

(ア) 人の住居等を訪れ、又は露天での物品の売買等を行う際に不安等を覚えさせる粗暴な行為をすることを禁止する。

(イ) 依頼又は承諾がないのに役務の提供を行い、不安等を覚えさせるような言動をして報酬を要求することを禁止する。

ウ つきまとい等の嫌がらせ行為の禁止（第5条関係）

特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的以外の目的でのつきまとい等の行為は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の適用対象外であるため、これらの目的以外の目的での正当な理由のないつきまとい等の嫌がらせ行為を禁止する。

エ 不当な客引行為等の禁止（第6条関係）

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）により許可を受けている者等（以下「風俗営業者等」という。）による客引き及び客引きをするためのつきまといが同法により禁止されているが、客引行為を行った者と風俗営業者等との関係が立証できなければ取締りができず、規制が困難となっていること等から、公共の場所において風俗営業等に該当する行為についての客引行為を行うことを禁止する。

(イ) 風俗営業等に該当する行為についての客待ち及び誘引並びに従業者の勧誘及び誘引等について規制がないことから、禁止する。

(ウ) 売春類似行為を行う目的での客引き、客待ち等について規制がないことから、禁止する。

オ 迷惑ビラ等の配布行為等の禁止（第7条関係）

風営法においては、風俗営業者等の広告宣伝が禁止されているが、配布者と風俗営業者との関係が立証できなければ、取締りができず、規制が困難となっていること等から、人の住居等への迷惑ビラ等の配布行為等を禁止する。

(2) 罰則規定の追加及び見直し（第9条～第14条関係）

ア 新たに規制対象とした行為についての罰則を追加するとともに、現行規定の罰則の量刑を引き上げる。

イ (1)エ及びオについては、法人の営業行為の一環として行われることも想定されることから、行為者のほかに、法人等を罰する両罰規定を設ける。

(3) 茨城県押壳等防止条例の廃止（付則関係）

(1)イの規制を追加することから、茨城県押壳等防止条例（昭和32年茨城県条例第4号）を廃止する。

3 その他

(1) 公安委員会規則の制定

改正後の第6条第4項及び第6項で、警察官が中止命令を発することができることとされたが、文書による命令を想定している。また、同条第5項では公安委員会規則で定める地域内の公共の場所における客待ちを禁止することとされた。このため、今後、公安委員会規則が定められ、文書の様式の制定及び地域指定がされることとなる。

(2) 県民への周知徹底

改正の趣旨及び内容について、マスコミ、市町村の広報紙（誌）、警察署機関紙その他の各種媒体を活用して、県民への周知の徹底を図ること。

(3) 職員への指導教養の徹底

執務資料の配付、巡回教養、集合教養等により、職員への指導教養の徹底を図ること。